

ー 紹介手数料の返戻金制度についてー

(株)ケイフォース

(有料職業紹介での紹介手数料の返還)

職業紹介基本契約書第 6 条により株式会社ケイフォース (以下 乙) の紹介により求人者 (以下 甲) が採用した人材 (以下対象者) が甲に出社する前または出社した後、対象者本人の都合により出社後 3 ヶ月未満で退職した場合、乙は対象者に対して受領した紹介手数料のうち、次の金額を甲に返還するものとする。

なお、甲の責による退職 (契約解除)、休職もしくは対象者の死傷など不測に事態による退職の場合には本条は適用されない。

- 1) 入社後、1 ヶ月未満の場合 80%を返金する
- 2) 入社後、3 ヶ月未満の場合 50%を返金する